

東京都公立学校業務支援員（用務）の主な勤務条件

事 項	内 容
雇用期間	<p>令和7年5月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用する場合がある。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではない。</p>
勤務日数	<p>176日</p> <p>各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定する。</p>
勤務時間	1日7時間45分
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬	<p>月額201,600円</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。</p>
通勤費	<p>第二種報酬（通勤費相当分）を支給する。</p> <p>※ 常勤職員に準じて支給する。</p>
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。
社会保険	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。
身分等	地方公務員法上の会計年度任用職員であり、分限・懲戒処分の対象となる。